

平成30年度 管内給食施設栄養管理状況(報告)

香川県東讃保健福祉事務所

栄養管理状況報告書について

特定給食施設等が香川県特定給食施設等指導要綱の第7条に基づき、毎年1回保健所長に報告しているものである。

その内容は、健康増進法において栄養管理基準として「利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理を行うよう努めること」とされていることから、栄養管理マネジメントのプロセス（アセスメント → プランニング → 実施 → モニタリング・チェック → 評価）が実施されているかを把握することを重視したものである。

なお、小規模給食施設は、給食業務の運営形態、栄養士等の配置状況、給食数のみの報告である。

状況報告の目的

施設の状況及び各施設の課題やニーズを把握し、個別対応につなげる。また、各項目の実施状況を集計することで、管内における課題や施設種別の状況を把握し、巡回指導や研修会等の事業計画に反映させることを目的とする。

施設は報告書を作成することで、栄養管理マネジメントのプロセスを自己チェックできることもねらいとする。

報告時期

平成30年6月の状況を平成30年7月20日までに報告するものである。

報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

管内に給食施設は101*施設あり、提出率は100%であった。（※報告書提出時）

		対 象 施 設				提出施設数	提出率（%）
		特定給食施設	その他の給食施設	小規模給食施設	計		
		1回100食以上 又は1日250食以上	1回50食以上 又は1日100食以上	1回50食未満 又は1日100食未満			
学校等	小・中学校 給食センター 共同調理場	11	0	0	11	11	100
病院等	病院 診療所	5	3	0	8	8	100
		0	0	3	3	3	100
社会福祉施設	介護老人保健施設	6	0	0	6	6	100
	老人福祉施設等	11	10	13	34	34	100
	障害者支援施設等	2	2	1	5	5	100
	児童福祉施設 （保育所を除く）	0	1	0	1	1	100
保育所等	保育所（園）	16	8	3	27	27	100
	認可外保育施設	0	0	1	1	1	100
事業所等	事業所・寄宿・その他	3	1	1	5	5	100
計		54	25	22	101	101	100

給食施設の状況

1 給食業務の運営形態

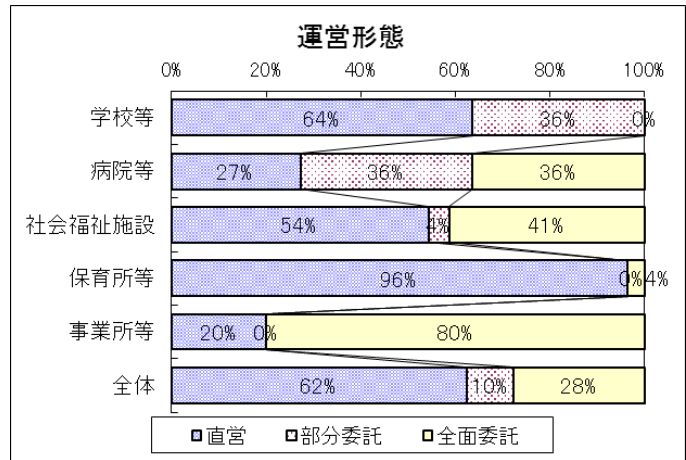
栄養管理報告書の提出のあった101施設のうち、直営は63施設(62%)、部分委託は10施設(10%)、全面委託は28施設(28%)である。

学校等では全面委託の施設はなく、部分委託をしている4施設の委託内容は、配送のみが1施設で、3施設は材料購入・調理・食器洗浄等の複数業務を委託している。

病院等では、4割が全面委託している。

社会福祉施設のうち、障害者支援施設は全て直営で運営している。

保育所等は1施設を除き直営で運営し、事業所等では直営が1施設、他4施設が全面委託している。



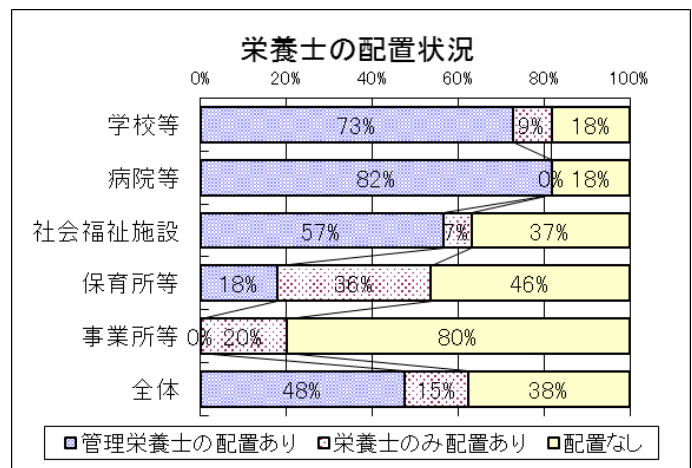
2 施設栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する管理栄養士配置義務(健康増進法第21条第1項)のある施設は、管内に2施設ある。

病院等では、医学的栄養管理が必要とされ、栄養指導料等を算定するためには施設に管理栄養士の配置が必要とされている。管理栄養士の配置がないのは小規模給食施設2施設であった。

介護老人保健施設・介護老人福祉施設・障害者支援施設では、管理栄養士による栄養ケア・マネジメントの実施が加算対象となっており、管理栄養士の配置率は病院等・学校等に次いで高い。

また、学校給食法において「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校等では8割の施設で管理栄養士・栄養士が配置されている。

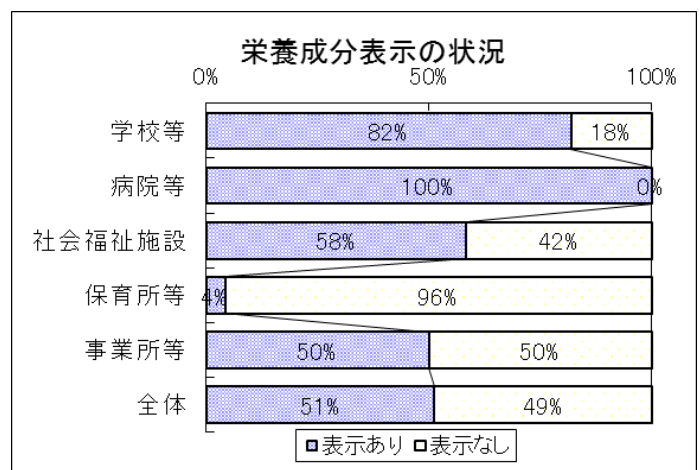


3 健康・栄養に関する情報の提供状況

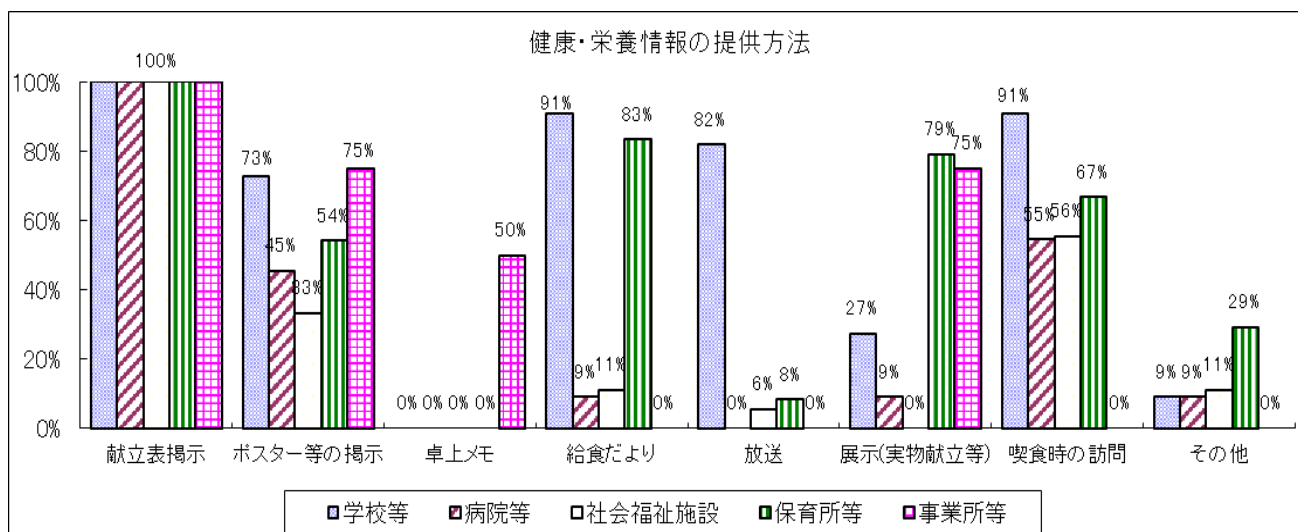
特定給食施設では、健康増進法第21条第3項により、適切な栄養管理を行わなければならないとされ、また厚生労働省令において栄養管理基準の1つに「献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。

病院等では、栄養成分表示している施設は11施設(100%)であった。

健康・栄養情報の提供方法において、献立表の掲示・配布はすべての施設で行われていた。



保育所等における「その他」は、フェイスブック、給食参観、試食会、レシピ配布、三色分け等である。



4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量を満たす食事の提供に努めている。

給食施設における野菜と果物の給与量の概況は下表のとおりである。野菜では、病院、社会福祉施設、保育所の平均値が目標ラインを下回り、果物では学校等、社会福祉施設、保育所の平均値が目標ラインを下回っている。

【野菜の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	111.5	112.0	11.3	93	130	93
病院等	346.0	356.0	70.4	177	432	350
社会福祉施設	308.5	309.0	60.3	222	445	350
保育所	95.4	95.0	11.1	81.0	128	100

【果物の給与量(g)】

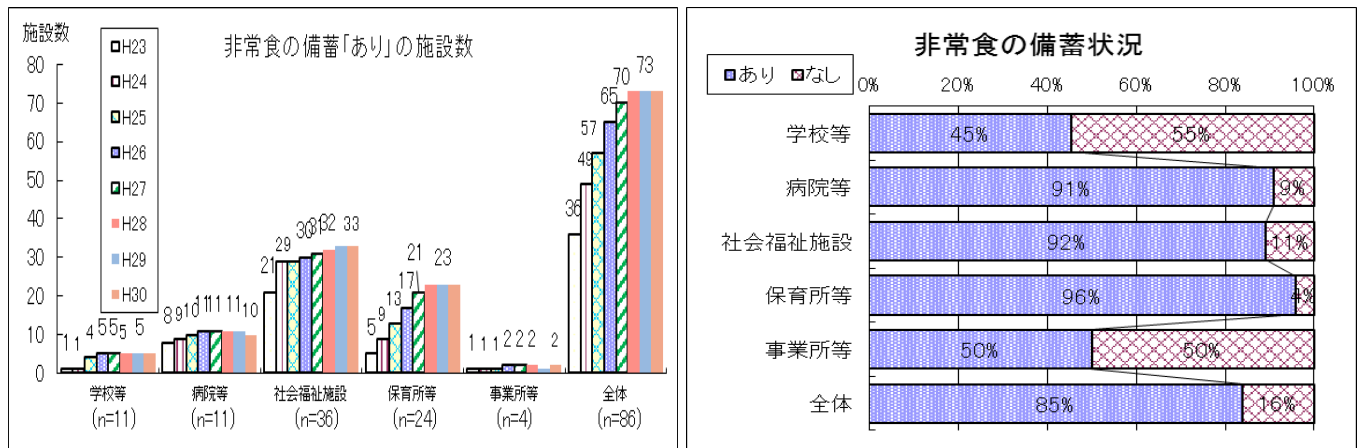
	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	16.1	15	7.3	9.0	32.0	32
病院等	76.3	72.0	22.5	41.0	102.0	70
社会福祉施設	53.0	50.0	24.9	11.0	140	70
保育所	47.4	49.0	9.0	29.0	66.0	50

5 危機管理体制整備状況

診療所以外の小規模給食施設を除く、管内 86 施設の状況である。

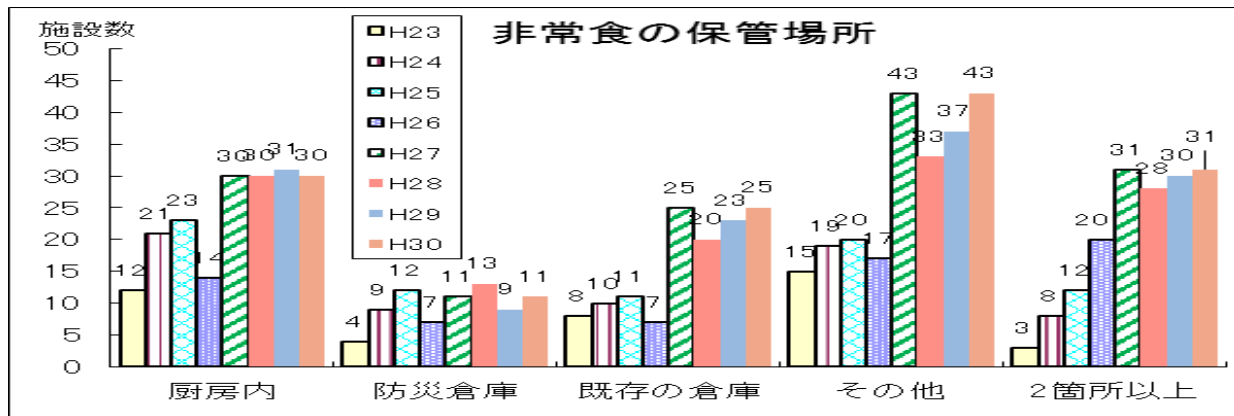
(1) 非常食の備蓄

非常食の備蓄をしている施設は年々増加傾向にあり、73 施設(85%)となったが、前年からはほとんど変化がない。保育所等や、1日3食を提供している病院等や社会福祉施設で整備率が高い。事業所や学校においての整備率は50%程度である。



(2) 非常食の保管場所

保管場所は、その他を除き、厨房内に備蓄している施設が最も多い。また、2 か所以上に分散して保管している施設も多い。「その他」は、食品庫・職員休憩室・事務室・職員室等で、病院では各病棟、社会福祉施設では各階、保育所では保健室や各クラスで保管している施設がある。

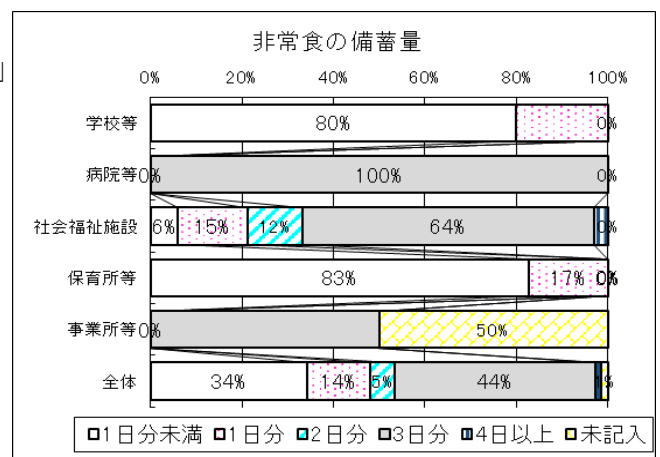


(3) 非常食の備蓄量

「香川県災害時保健活動マニュアル(平成24年3月)」では、「1日3食提供する給食施設にあっては、自助で3日間程度を乗り切ることを前提としたマニュアル及び備蓄品の整備が必要である」としている。

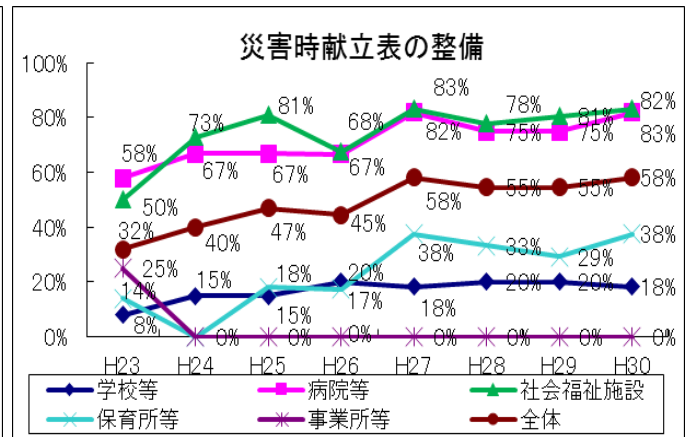
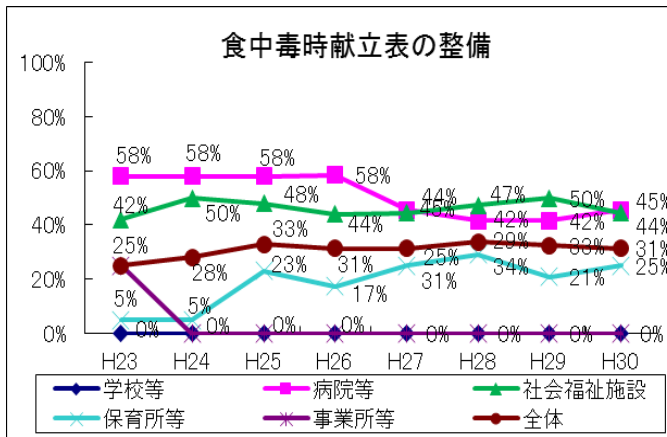
病院等では、備蓄をしている全ての施設で3日分備蓄していたが、社会福祉施設では3日以上備えている施設は、22施設(67%)で病院よりも低い。

1日1食を提供している学校等・保育所等では、1食分を備蓄している施設が多かった。



(4) 非常時献立表・各種マニュアルの整備

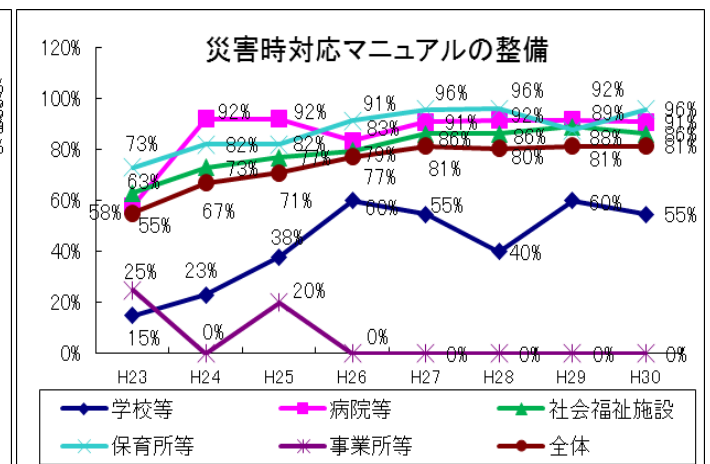
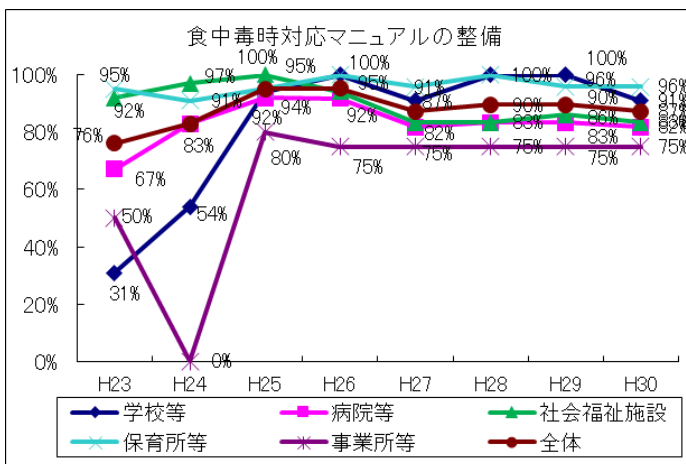
① 食中毒時及び災害時献立表



食中毒時献立表のある施設は27施設(31%)で、病院等、社会福祉施設の整備率が高いが4割程度。

災害時献立表は50施設(58%)で作成している。昨年と比較し、保育所の整備率が増加している。(29%→38%)

② 食中毒時及び災害時対応マニュアル



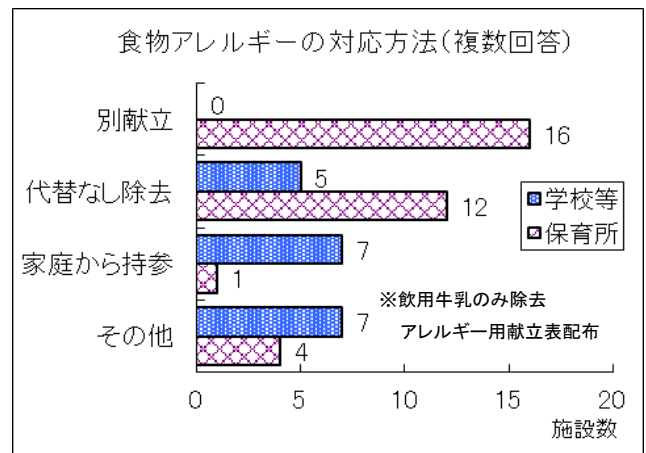
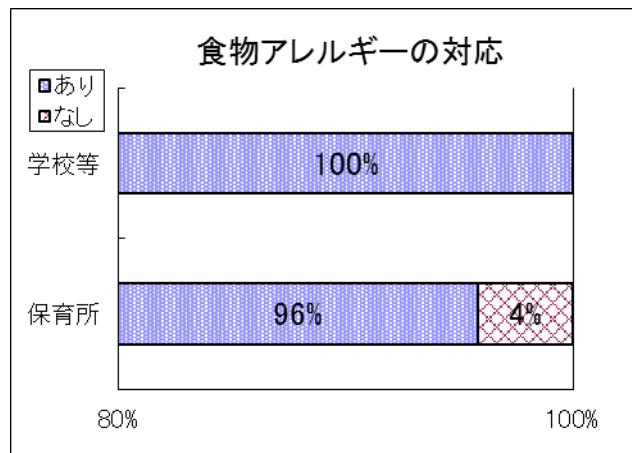
食中毒時対応マニュアルは、学校・保育所等では、ほとんどの施設で整備されている。病院等及び社会福祉施設では、8割以上の施設で整備されている。

災害時対応マニュアルの整備率は、病院等・保育所等・社会福祉施設で9割近く整備されており、全体でも80%を超えている。

事業所等の食中毒時及び災害時対応マニュアルの整備率は、他の施設と比べて低くなっている。

6 食物アレルギーの対応状況

管内の学校共同調理場・給食センター5施設と単独校6施設及び1回50食以上提供する保育所24施設の状況である。

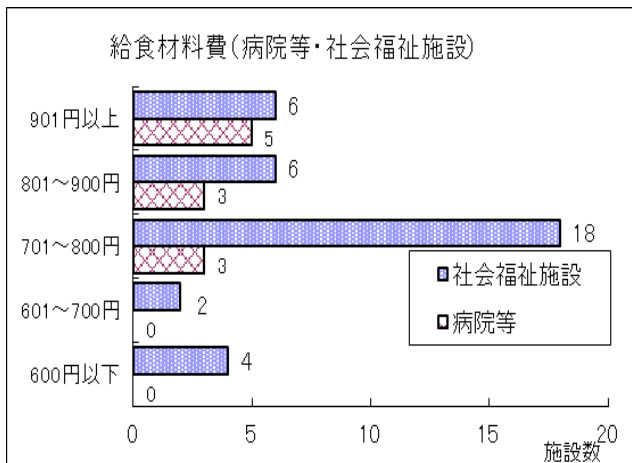


食物アレルギーの対応は、学校等では全施設で対応している。

対応方法は、保育所では別献立での食事の提供が最も多く、16施設で行われている。学校では家庭からの持参が最も多い。その他の対応には飲用牛乳のみ除去や牛乳を中止している施設がある。

7 1人1日当り給食材料費

給食材料費の記入のあった1日3食を提供している社会福祉施設36施設と病院等11施設の状況である。



社会福祉施設の平均値は798円、病院等は971円である。

社会福祉施設は、701円から800円が18施設で最も多い。901円以上が6施設、600円以下は4施設あった。

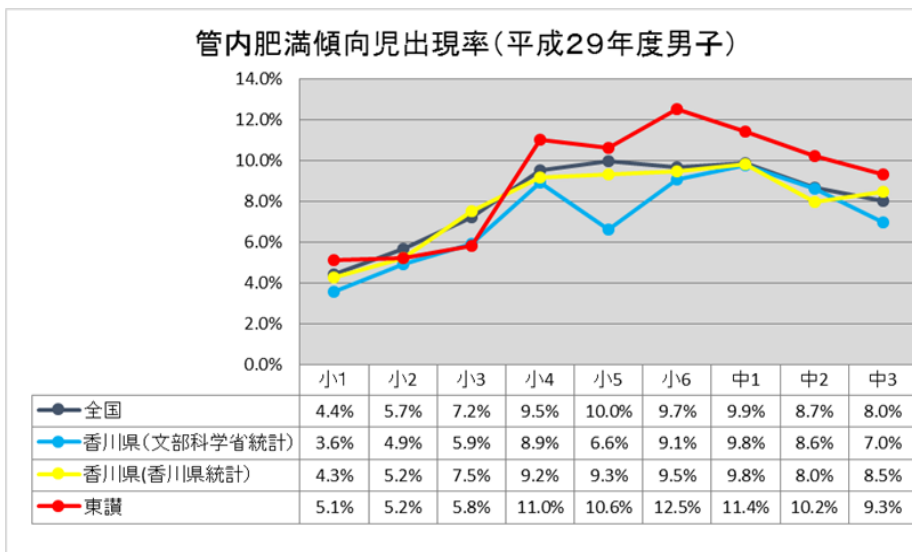
病院等では、901円以上が5施設で最も多く、801円から900円が3施設、701円から800円が3施設あった。

8 肥満とやせの状況

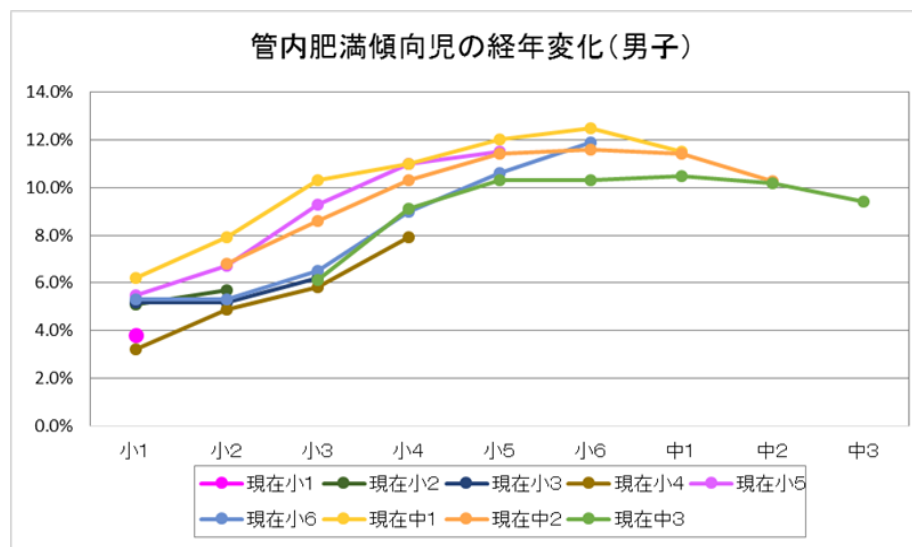
(1) 学校等

- 全国の数値は、文部科学省の学校保健統計調査による。
 - 香川（文部科学省統計）の数値は、文部科学省の学校保健統計調査による。（抽出調査。抽出率は幼稚園 22.3%、小学校 10.6%、中学校 16.3%）
 - 香川(香川県統計) の数値は、香川県教育委員会・香川県学校保健会の学校保健統計調査による。（全数調査）
 - 東讃保健福祉事務所管内の数値は、各学校より提供のあった香川県教育委員会、香川県学校保健会の学校保健統計調査による。（平成 24 年度はさぬき市立大川第一中学校・天王中学校を除く。）
- (注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が 20%以上の者である。
 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が - 20%以下の者である。
 肥満度（過体重度）＝（実測体重－身長別標準体重）／身長別標準体重×100（%）

①肥満傾向児（男子）

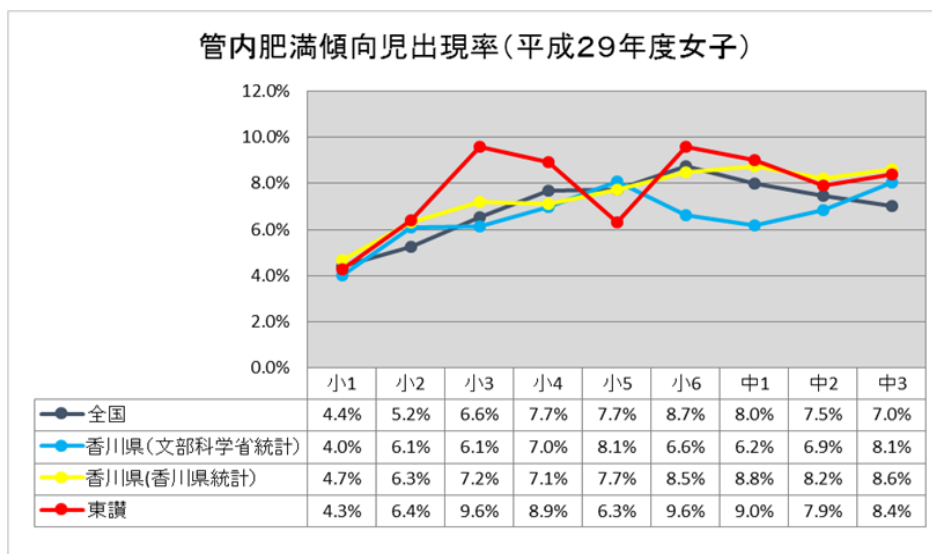


東讃管内の平成 29 年度の男子の肥満傾向児出現率は、小学 2 年、小学 3 年を除き、全国や香川県（香川県統計）を上回っている。小学 6 年でピークとなり、年齢と共に徐々に低下している。

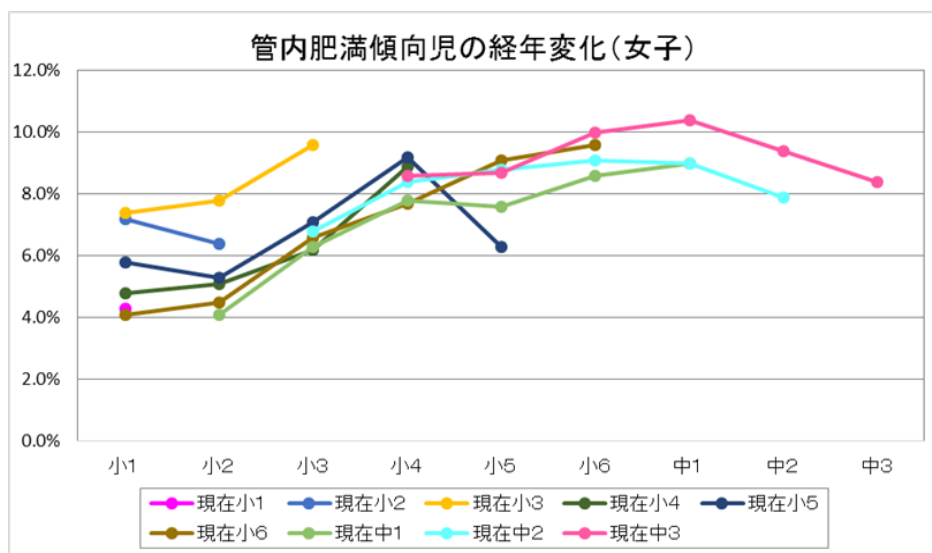


男子は小学 6 年までは進級するとともに、肥満傾向児が増加している。中学 1 年、中学 2 年になるにつれ、緩やかな減少傾向にある。

②肥満傾向児（女子）

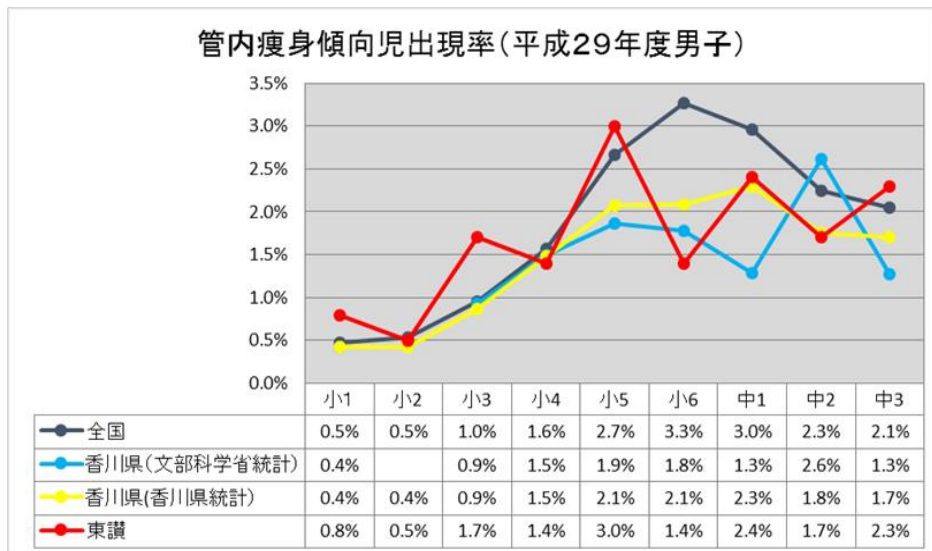


東讃管内の平成29年度の女子の肥満傾向児出現率は、小学5年を除き全国や香川県（香川県統計）より上回っている。小学6年で出現率が高くなるが、中学1年からはゆるやかに減少している。



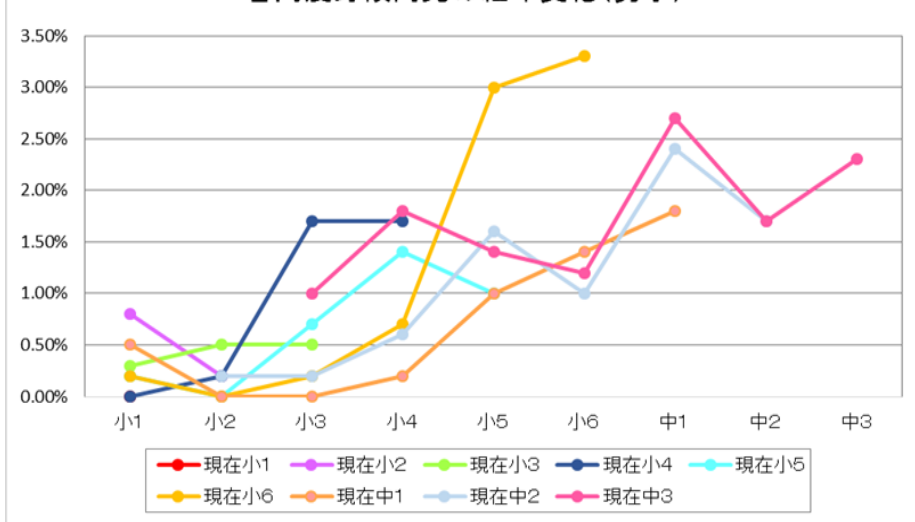
女子については、小学3年から増加し始め、中学1年でピークに達し、中学2年から減少している。

③痩身傾向児（男子）



東讃管内の平成29年度の男子の痩身傾向児出現率は、小学3年からばらつきは見られるが増加傾向にある。小学5年が最も高く、全国や香川県（香川県統計）より上回っている。全国は小学6年から減少しているが、東讃を含め香川県はその通りではない。

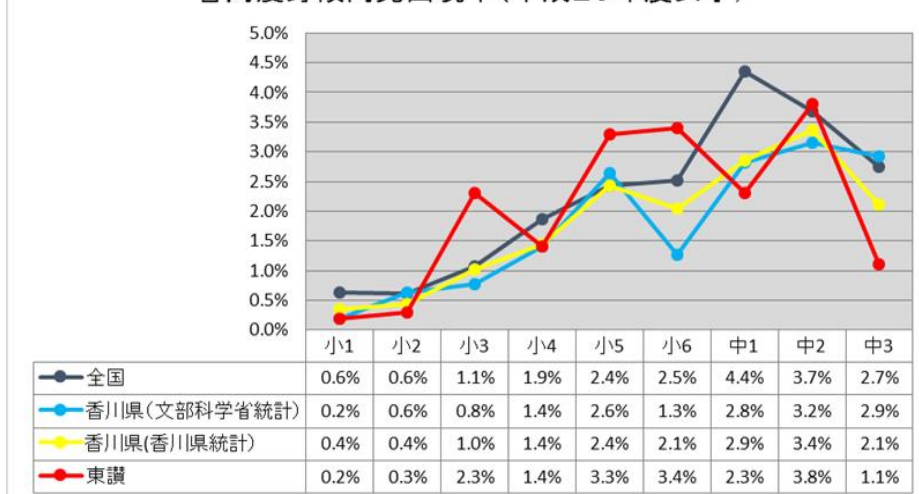
管内瘦身傾向児の経年変化(男子)



男子については、中学1年まで瘦身傾向児が徐々に増加し、中学2年から減少傾向にある。

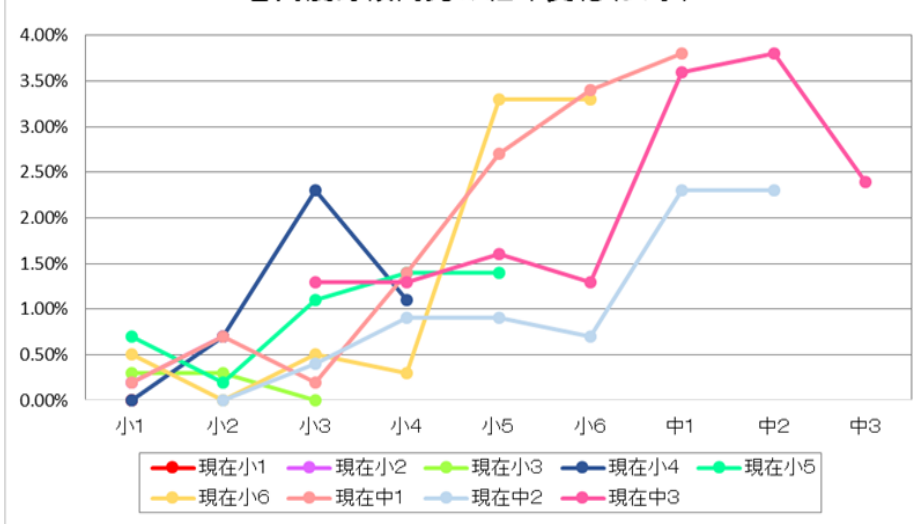
④ 瘦身傾向児 (女子)

管内瘦身傾向児出現率(平成29年度女子)



東讃管内の平成29年度の女子の瘦身傾向児出現率は、小学2年から増加し始め、中学2年がピークとなっている。中学3年では、東讃を含め香川県は減少している。

管内瘦身傾向児の経年変化(女子)

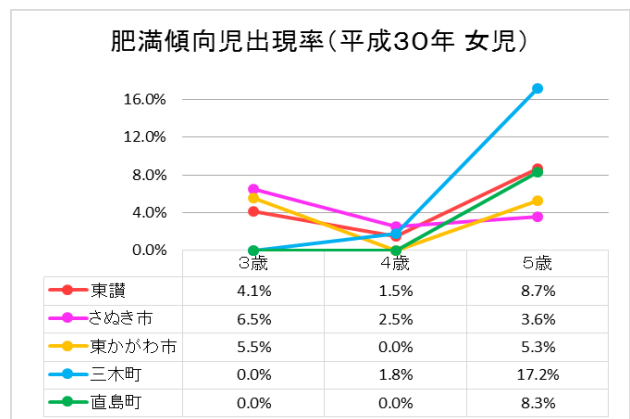
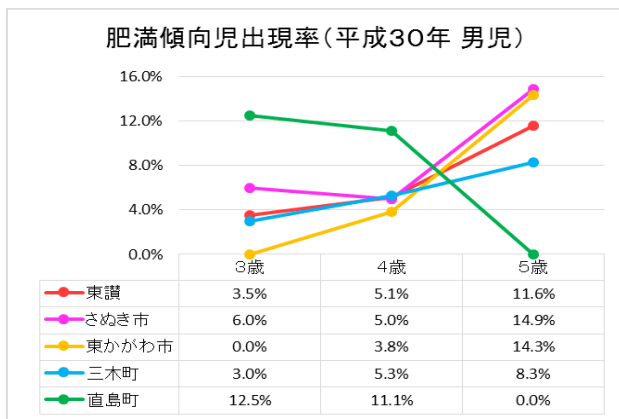


女子については、進級するにつれ増加する傾向にあり、中学2年でピークに達する。中学2年以降は減少傾向が見られる。

(2) 保育所

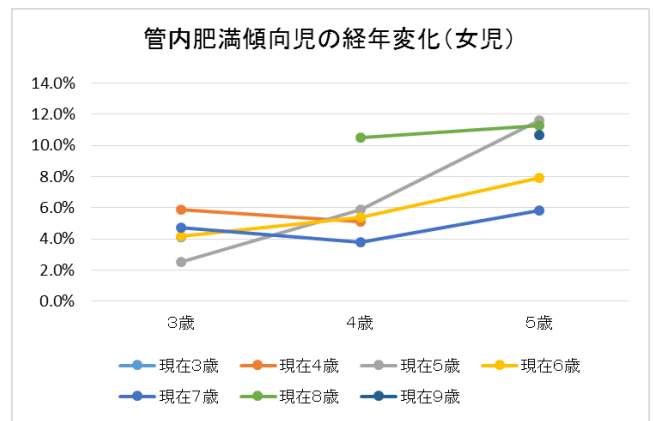
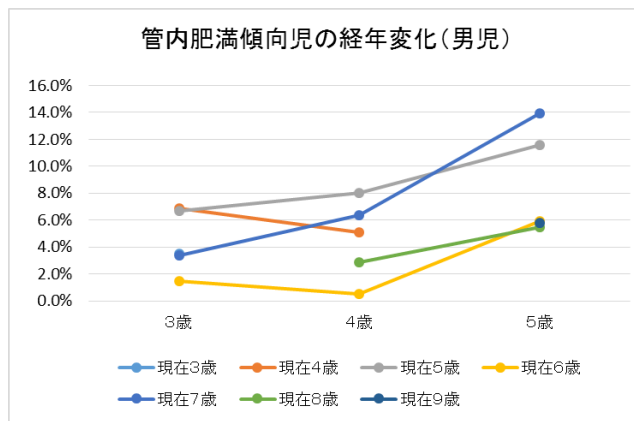
(注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が15%以上の者である。
 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-15%以下の者である。
 肥満度(過体重度) = (実測体重-身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100(%)

①肥満傾向児

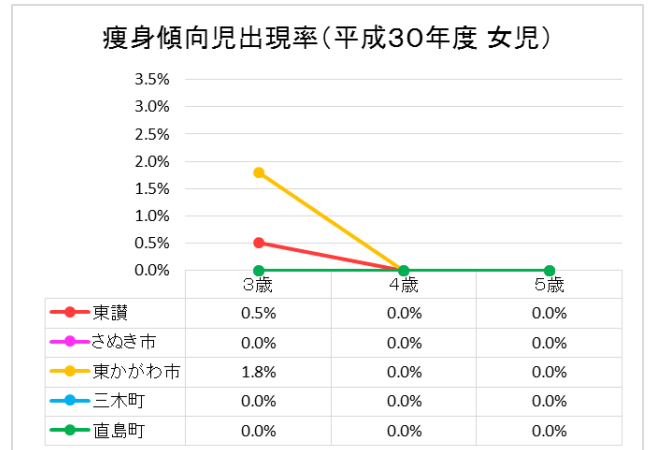
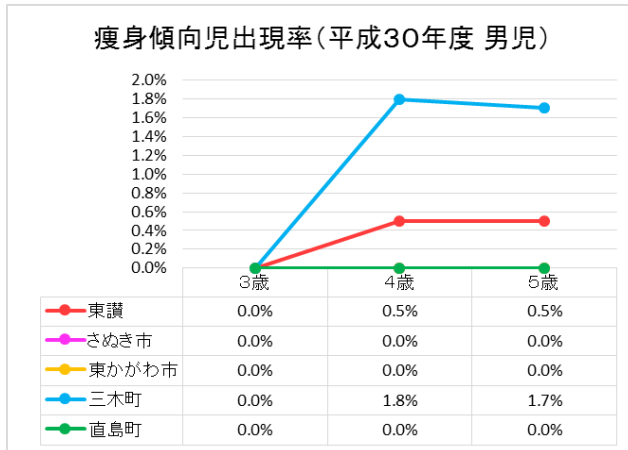


男児の肥満傾向児出現率は、東讚全体では年齢が上がるにつれて増加している。

女児の肥満傾向児出現率は、東讚全体では4歳で減少するが、5歳で増加している。



② 痩身傾向児



男児の痩身傾向児出現率は、4歳で増加が見れ、5歳では横ばいになっている。

女児の痩身傾向児出現率は、4歳で0%になる市町が多い。

